

新居浜市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和8年度)

新 居 浜 市

新居浜市過疎地域持続的発展計画

目 次

1	基本的な事項	3
	(1) 新居浜市の概況	
	(2) 人口及び産業の推移と動向	
	(3) 行財政の状況	
	(4) 地域の持続的発展の基本方針	
	(5) 地域の持続的発展のための基本目標	
	(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	
	(7) 計画期間	
	(8) 公共施設等総合管理計画（新居浜市公共施設再編計画）との整合	
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	17
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 事業計画	
3	産業の振興	19
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 事業計画	
4	地域における情報化	25
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 事業計画	
5	交通施設の整備、交通手段の確保	27
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 事業計画	
6	生活環境の整備	29
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 事業計画	
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	33
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 事業計画	
8	医療の確保	35
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	

(3) 事業計画		
9 教育の振興	37
(1) 現況と問題点		
(2) その対策		
(3) 事業計画		
10 集落の整備	39
(1) 現況と問題点		
(2) その対策		
11 地域文化の振興等	40
(1) 現況と問題点		
(2) その対策		
12 再生可能エネルギーの利用の促進	41
(1) 現況と問題点		
(2) その対策		
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	42
(1) 現況と問題点		
(2) その対策		
(3) 事業計画		
14 事業計画（令和3年度～令和8年度）過疎地域持続的発展特別事業分	44

1 基本的な事項

(1) 新居浜市の概況

ア 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

平成15年4月1日、新居浜市は別子山村を編入合併し、新生「新居浜市」として新たなスタートを切った。同日付けの総務省・農林水産省・国土交通省告示第7号において、新居浜市の区域のうち旧別子山村の区域は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域として公示された。

本市は、愛媛県の東部に位置し、北は瀬戸内海の中央燧灘に面し、南は四国山地、西は西条市、東は四国中央市と接している。

総面積は、234.47k㎡でその73%が山岳丘陵地となっている。そのうち、別子山地域の面積は、面積73.00k㎡である。市街地南側に位置する1,700m級の赤石山系を越えた山岳地帯で、吉野川支流の銅山川の最上流地域を占めている。

別子山地域の気候は、四季の変化が著しく、過去20年間（2001年1月～2020年12月）の冬季平均気温は1.0℃、夏季平均気温（同期間）は21.4℃であり、夏季は冷涼、冬季は寒冷である。また、過去5年間（2015年4月～2020年3月）の年平均降水量は3,086mmで、6～9月の4か月間に全降水量の58.6%を占める。これは梅雨、台風シーズンにまとまった降雨があるからである。

別子山地域の北面山岳地は、愛媛県指定自然環境保全地域の赤石山系であり、「ヒメコマツ」「ツガザクラ」を代表とする県指定自然高山植物群生が赤い奇岩とともに素晴らしい景観を呈しており、「銅山峰のツガザクラ群落」は、平成31年2月26日に国の天然記念物に指定された。

さらに、北面山岳西部には、かつて産銅日本一を誇った別子銅山の産業遺産があり、栄枯盛衰の姿を今にとどめている。

別子山地域の始まりは、寿永4年（1185年）、源平屋島の合戦に敗れた平家の一族が安住の地を求め、住み着いたという説と、近江又は山城の国から近藤一族が移住してきたという2説があり、いずれも定かではないが、平家一族が住んだ所は「豊後」「余慶」「葛籠尾」の地名が残り、近藤一族が住んだ所は「瓜生野」「大湯」の地名とともに山城八幡神社が残されている。

その後、元禄4年（1691年）の別子銅山開坑以来、住民の生活は銅山の鉱石採掘、鉱山用薪炭の生産等の労務で生計を立てられるようになり、政治、経済、文化、その他日常生活全般にわたり銅山を中心にした生活圏が形成され、明治中期には人口12,000人を超えるほどの繁栄をもたらしたが、公害、災害に加え、採掘現場が下部に掘り進むに従い、多くの鉱山労働者が新居浜市側へ転居していった。別子銅山は住友発祥の地として元禄時代から280有余年、銅を産出し続けたが、労働環境の悪化、経済的要因等により昭和48年（1973年）笹津坑の閉坑を最

後について全山閉山となった。

閉山までは住民の生活も比較的安定していたが、閉山後唯一の働き場が途絶え、さらに鉱産税等の収入もなくなったことは当時の村財政にも大きく影響した。また、新居浜への唯一の交通機関であった「東平」～「日浦」間の鉱山鉄道閉鎖、医療機関の廃止等住民の生活環境も大きく変化していった。

閉山後45年余りが経過したが、その間、各種観光・宿泊施設の整備、第三セクター方式で有限会社別子木材センターの設立、大永山トンネルの完成、富郷ダム建設に伴う県道付替2車線道路の完成、さらに旧村を縦貫する2つの主要地方道のうち「高知伊予三島線」は整備済みであり、「新居浜別子山線」は道路改良工事が急ピッチで進み、交通環境は着々と整備されている。

道路の整備が進んだことにより、新居浜市街地、四国中央市からの移動時間が短縮されたこと、都市住民の自然への価値観が高まる中で別子山の豊かな自然と美しい景観、素朴な人とのふれあいを求める観光客が増加している。

公共施設については、福祉センター、活性化推進住宅、森林公園ゆらぎの森等が整備され、定住や観光のための拠点づくりが行われている。

イ 別子山地域における過疎の状況

かつて、全国で2番目に小さな自治体となるまで過疎化が進んだ一番の原因は、別子銅山の閉山であったが、加えて自然条件、公共施設、交通網、医療機関等の不備もその一因であった。

昭和51年に過疎地域として公示後、過疎化を食い止めるために、昭和61年、第三期山村振興事業により、第三セクター方式による有限会社別子木材センターを設立、就労の場を提供した。これによりUターン組も見られ、新規の雇用にも結び付いた。

また、平成12年には、森林公園ゆらぎの森が営業を開始し、同施設にもI・Jターン者が就職するなど、活気が感じられた。また、定住者の受入れ住宅として、活性化推進住宅の建築を行うなど、平成15年の新居浜市との合併後も、新居浜市過疎地域自立促進計画に基づき各種施策を推進してきたが、人口の減少は続いており、過疎化や高齢化に歯止めはかかっていない。

令和3年4月1日には、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（過疎新法）が施行され、平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件（現在の市町村の財政力指数が全市平均「0.64」以下を満たす）が設定されたことから、別子山地域は過疎地域の対象から外れることとなった。しかし、過疎新法の経過措置により、令和3年度から6年間は過疎対策事業債等の支援措置が適用される。

別子山地域では、今後も人口の大幅な増加は期待できないと思われるが、新居浜市過疎地域持続的発展計画を策定し、市域全体との連携を図りながら、別子山地域の特色を活かした施策推進によって、地域の自立と持続可能な地域社会の形成を図っていく必要がある。

ウ 別子山地域の社会経済的発展の概要

平成15年の新居浜市との合併後、別子山地域においては、診療所の開設、消防無線中継局の開設、携帯電話不感地帯の解消、地域バスの運行など活性化を目的とした様々なインフラ整備を実施し、地域住民の生活環境が改善された。

また、地域内の経済状態は、公共事業の減少や価格競争の激化により地元建設事業者の廃業もみられたが、有限会社別子木材センターは、別子山地域内の経済活動の拠点として経営が継続されており、今後も、新規事業への取組や計画的な雇用など、地域の活性化を担うことが期待されている。森林公園ゆらぎの森の管理運営については、民間事業者に委託し、別子山地域の観光施設として安定的経営が継続している。

別子山地域は溪谷、山岳、産業遺産、高山植物等、自然・歴史の資源に恵まれており、大永山トンネルの完成、富郷ダム付替道路の完成、県道の改良促進により新居浜市街地、四国中央市からの移動時間の短縮が図られ、豊富な自然を求める観光客が増加してきている。また、水辺空間、森林空間の有効活用を図るためにも、幹線となる主要地方道新居浜別子山線の早期の整備が望まれる。

(2) 人口及び産業の推移と動向

別子山地域の人口の推移を表1-1(1)(旧別子山村)で見ると、昭和48年に別子銅山が閉山したため、昭和35年の1,816人から昭和50年の403人と、15年間で77.8%減少した。人口はその後減少し続け、平成27年には161人となり、昭和35年からの55年間で1,655人減少し、減少率は91.1%となっている。

なかでも0歳から14歳までの人口については、昭和35年の655人から平成27年には14人にまで減少しており、減少率は97.9%と激減している。また、15歳から29歳までの若年者人口についても、昭和35年の455人から平成27年には6人にまで減少しており、減少率は98.7%となっている。

また、人口の減少に反比例して65歳以上の高齢者比率は年々上昇しており、昭和35年に3.4%であった高齢者比率は、平成27年には54.0%まで上昇しており、若年層の大幅な減少と高齢化が進展している。

一方、表1-1(1)(新居浜市全体)を見ると、平成17年には123,952人であった人口が、平成27年には119,903人と減少しており、表1-1(2)(新居浜市全体)人口の見直しを見ると、令和27年には10万人を割り、生産年齢人口が大幅に減少する一方、高齢人口(65歳以上)は年少人口(15歳未満)の約3.0倍となることが予想されている。

産業別人口の推移については、表1-1(3)(旧別子山村)を見ると、第一次産業の就業人口比率は昭和50年の43.5%から、平成2年には20.5%、平成27年には15.2%と大幅に減少している。これは、木材価格の低迷や、後継者不足などによる林業生産の低下により、林業が低迷したことによるものと思われる。第二次産業については、昭和48年の別子銅山の閉山により、昭和35年の4

0.5%から昭和50年には20.7%と激減したが、昭和61年には別子木材センターの設立もあり、平成2年には、構成比が34.6%まで増加したものの、それ以降は減少傾向にある。第三次産業については、平成12年に森林公園ゆらぎの森が開設されたこと等により、平成2年の44.9%から平成27年には60.6%へ増加している。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

旧別子山村

区 分	昭和35年			昭和50年			平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 1,816	人 403	% △77.8	人 318	% △21.1	人 205	% △35.5	人 161	% △21.5			
0歳～14歳	655	77	△88.2	42	△45.5	10	△76.2	14	40.0			
15歳～64歳	1,100	256	△76.7	198	△22.7	105	△47.0	60	△42.9			
うち 15歳～ 29歳(a)	455	44	△90.3	24	△45.5	20	△16.7	6	△70.0			
65歳以上(b)	61	70	14.8	78	11.4	90	15.4	87	△3.3			
(a)/総数 若年者比率	% 25.1	% 10.9	—	% 7.5	—	% 9.8	—	% 3.7	—			
(b)/総数 高齢者比率	% 3.4	% 17.4	—	% 24.5	—	% 43.9	—	% 54.0	—			

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

新居浜市全体

区 分	昭和35年			昭和50年			平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 127,504	人 132,115	% 3.6	人 129,467	% △2.0	人 123,952	% △4.3	人 119,903	% △3.3			
0歳～14歳	41,251	31,865	△22.8	23,350	△26.7	17,132	△26.6	15,812	△7.7			
15歳～64歳	80,399	89,645	11.5	86,620	△3.4	76,329	△11.9	66,679	△12.6			
うち 15歳～ 29歳(a)	33,401	30,346	△9.1	23,039	△24.1	17,404	△24.5	14,744	△15.3			
65歳以上(b)	5,854	10,577	80.7	19,493	84.3	30,160	54.7	36,715	21.7			
(a)/総数 若年者比率	% 26.2	% 23.0	—	% 17.8	—	% 14.0	—	% 12.3	—			
(b)/総数 高齢者比率	% 4.6	% 8.0	—	% 15.1	—	% 24.3	—	% 30.6	—			

表1-1(2) 人口の見通し

旧別子山村

(国立社会保障・人口問題研究所(日本の地域別将来推計人口) 準拠)

新居浜市地域別将来人口の推計 令和2年6月)

区 分	平成 27 年	令和 2 年		令和 7 年		令和 12 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 161	137	△14.9	115	△16.1	92	△20.0
0 歳～14 歳	14	11	△21.4	8	△27.3	6	△25.0
15 歳～64 歳	60	46	△23.3	40	△13.0	35	△12.5
うち 15 歳～ 29 歳(a)	6	6	0.0	8	33.3	7	△12.5
65 歳以上 (b)	87	80	△8.0	67	△16.3	51	△23.9
(a)/総数 若年者比率	% 3.7	% 4.4	—	% 7.0	—	% 7.6	—
(b)/総数 高齢者比率	% 54.0	% 58.4	—	% 58.3	—	% 55.4	—

区 分	令和 17 年		令和 22 年		令和 27 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	80	△13.0	68	△15.0	55	△19.1
0 歳～14 歳	10	66.7	12	20.0	12	0.0
15 歳～64 歳	29	△17.1	26	△10.3	20	△23.1
うち 15 歳～ 29 歳(a)	6	△14.3	6	0.0	3	△50.0
65 歳以上 (b)	41	△19.6	30	△26.8	23	△23.3
(a)/総数 若年者比率	% 7.5	—	% 8.8	—	% 5.5	—
(b)/総数 高齢者比率	% 51.3	—	% 44.1	—	% 41.8	—

表1-1(2) 人口の見通し

新居浜市全体

(国立社会保障・人口問題研究所(日本の地域別将来推計人口) 準拠)

新居浜市地域別将来人口の推計 令和2年6月)

区 分	平成27年	令和2年		令和7年		令和12年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 119,903	117,372	% △2.1	114,167	% △2.7	110,529	% △3.2
0歳～14歳	15,814	15,132	△4.3	14,224	△6.0	13,475	△5.3
15歳～64歳	67,101	64,094	△4.5	62,447	△2.6	60,432	△3.2
うち 15歳～ 29歳(a)	14,837	14,515	△2.2	14,355	△1.1	13,596	△5.3
65歳以上 (b)	36,988	38,146	3.1	37,496	△1.7	36,622	△2.3
(a)/総数 若年者比率	% 12.4	% 12.4	—	% 12.6	—	% 12.3	—
(b)/総数 高齢者比率	% 30.8	% 32.5	—	% 32.8	—	% 33.1	—

区 分	令和17年		令和22年		令和27年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数		%		%		%
	106,618	△3.5	102,501	△3.9	98,473	△3.9
0歳～14歳	12,774	△5.2	12,312	△3.6	11,841	△3.8
15歳～64歳	58,190	△3.7	54,045	△5.4	50,949	△5.7
うち 15歳～ 29歳(a)	12,990	△4.5	12,190	△6.2	11,532	△5.4
65歳以上 (b)	35,654	△2.6	36,144	1.4	35,683	△1.3
(a)/総数 若年者比率	% 12.2	—	% 11.9	—	% 11.7	—
(b)/総数 高齢者比率	% 33.4	—	% 35.3	—	% 36.2	—

表 1 - 1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

旧別子山村

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 813	人 232	% △71.5	人 156	% △32.8	人 105	% △32.7	人 66	% △37.1
第一次産業 就業人口比率	% 46.1	% 43.5	—	% 20.5	—	% 15.2	—	% 15.2	—
第二次産業 就業人口比率	% 40.5	% 20.7	—	% 34.6	—	% 28.6	—	% 24.2	—
第三次産業 就業人口比率	% 13.4	% 35.3	—	% 44.9	—	% 56.2	—	% 60.6	—

表 1 - 1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

新居浜市全体

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 49,977	人 57,255	% 14.6	人 58,253	% 1.7	人 56,024	% △3.8	人 54,878	% △2.0
第一次産業 就業人口比率	% 14.9	% 5.1	—	% 2.9	—	% 2.1	—	% 1.3	
第二次産業 就業人口比率	% 46.8	% 44.3	—	% 39.7	—	% 33.3	—	% 30.9	
第三次産業 就業人口比率	% 38.3	% 50.3	—	% 57.4	—	% 64.3	—	% 67.8	

(3) 新居浜市の行財政の状況

ア 行財政の状況

本市の令和元年度における歳入決算額は540億6,317万9千円、歳出決算額は528億9,190万円であり、実質収支は9億6,251万4千円の黒字となっている。実質単年度収支においては、10億8,201万5千円の赤字となっているものの、地方財政健全化法に基づく財政指標は引き続き健全性を維持している。

別子山地域においては、地域住民の生活に直結した交通基盤や産業基盤の整備を実施しており、今後も、新たな行政課題や住民の多様なニーズに的確に対応しながら地域づくりを進めるための各種事務事業を計画的に執行するため、スリムで効率的な行政組織の確立を図るとともに、生活圏の拡大に応じた広域的な観点からの行政サービスの展開や、重点的な投資による基盤整備の推進などが求められている。

イ 施設整備水準等の現況と動向

令和元年度における本市の公共施設等の整備状況は、道路改良率63.0%(令和元年度県内56.7%)、道路舗装率83.5%(同87.7%)、水道普及率96.4%(同93.3%)となっており、比較的高水準であると言える。また、令和元年度における別子山地域の公共施設等の整備状況についても、道路改良率75.0%(平成30年度末の県内過疎地域51.5%)、道路舗装率91.6%(同85.4%)、水道普及率75.1%(同95.0%)となっており、水道普及率を除いて、比較的高水準であると言える。

今後は、投資効果と財政状況を勘案しながら、基盤整備の推進と、既存施設の老朽化対策を実施していかなければならない。

表1-2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	49,002,148	49,354,073	54,063,179
一般財源	31,877,748	32,750,384	33,121,558
国庫支出金	7,252,614	6,901,789	7,611,259
都道府県支出金	3,603,083	2,936,562	3,354,896
地方債	5,790,659	4,784,475	7,579,932
うち過疎対策事業債	76,400	141,200	127,300
その他	32,355,792	34,731,247	35,517,092
歳出総額 B	47,390,549	47,878,297	52,891,900
義務的経費	22,329,416	23,108,452	24,182,331
投資的経費	9,380,616	6,879,270	10,622,199
うち普通建設事業	9,380,616	6,634,657	10,509,168
その他	15,680,517	17,890,575	18,087,370
過疎対策事業費	338,641	231,104	206,382
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,611,599	1,475,776	1,171,279
翌年度へ繰越すべき財源 D	414,120	377,695	208,765
実質収支 C-D	1,197,479	1,098,081	962,514
財政力指数	0.800	0.748	0.767
公債費負担比率(%)	16.4	15.2	12.8
実質公債費比率(%)	7.2	6.0	1.5
起債制限比率(%)	7.9	—	—
経常収支比率(%)	76.2	78.4	80.0
将来負担比率(%)	7.6	—	14.0
地方債現在高	48,217,443	48,032,397	52,490,421

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

旧別子山村

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	50.3	69.6	70.2	74.6	75.0
舗装率 (%)	83.0	92.2	90.8	91.6	91.6
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	931	931
耕地 1 ha 当たり農道延長(m)	2.1	5.1	7.2	—	—
林 道					
延 長 (m)	6,145.6	11,123.5	16,653.6	20,315.5	20,856.8
林地 1 ha 当たり林道延長(m)	0.86	1.57	2.35	2.86	2.94
水道普及率 (%)	29.9		37.8	29.2	75.1
水洗化率 (%)	0.0		11.0	47.2	55.8
人口千人当たり病院、診療所 の病床数 (床)	—		—	0.0	0.0

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

新居浜市全体

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	—	—	53.7	58.8	63.0
舗装率 (%)	—	—	76.6	79.7	83.5
農 道					
延 長 (m)	—	—	218,238	218,049	217,395
耕地 1 ha 当たり農道延長(m)	—	—	126.6	—	—
林 道					
延 長 (m)	21,816.2	42,465.7	53,687.4	55,925.4	56,109.9
林地 1 ha 当たり林道延長(m)	—	—	7.2	—	8.3
水道普及率 (%)	—	—	94.7	94.5	96.4
水洗化率 (%)	—	—	72.1	85.1	91.0
人口千人当たり病院、診療所 の病床数 (床)			24.7	22.5	20.6

(4) 地域の持続的発展の基本方針

旧別子山村では、昭和48年の別子銅山の閉山を契機として、急激な過疎化が始まったが、今日までの約50年間に、観光を重要な産業として位置付け、自然を活かした各種の施設整備が行われ、それを軸として若者の定住、雇用の確保、都市住民との交流等の過疎対策が様々な形で打ち出されてきた。

今後も、四季折々の景観に恵まれた豊かな自然環境と別子銅山産業遺産群などの地域資源を活かし、地域内外との交流を促進するとともに、安全安心な生活の確保に重点を置き、活力にあふれ、いきいきと輝く持続可能な地域づくりに取り組んでいかなければならない。

平成15年4月、別子銅山に由来する歴史・文化を共有し、豊かな自然に囲まれて、共に発展してきた新居浜市と旧別子山村が合併して生まれた新市では、地域資源の活用と住民の主体的活動をまちづくりの根底に置き、「共に創る 自然の営みと人の営みが響きあうまち」を目標とした。

こうしたまちづくりの展開に当たっては、新市の個性・特長である自然と銅山とともに歩んできた歴史・文化及び地域全体の連帯により、地域づくり活動への主体的参画のエネルギーを活かしていくこととしている。

このため、引き続き、次の基本方針に沿って事業を展開することとする。

ア 歴史・文化に包まれた賑わいと交流のまちづくり

山間部に広がる、別子銅山に由来する産業遺産、観光交流施設群と緑におおわれた豊かな自然環境を重要な地域資源として位置付け、生涯学習・交流空間として活かしていく。このため、別子山地域から新居浜市の中心市街地にかけての一連の整備を進めていく。

さらに、ボランティアやNPOなど人的資源の活用を図るとともに、観光施設のネットワーク化、情報発信などを積極的に実施し、個性的な交流事業を推進する。

また、観光のみならず、テレワークが普及する等の労働環境の変化により、ワーケーションとして訪れる人との新たな交流の創出も推進する。

イ 安心して、いきいきと暮らせる福祉と健康のまちづくり

別子山地域における、地形的要因による不安感を解消し、生活利便性の向上を図るため、生命線とも言える県道の改良とともに、消防、救急、医療、水道・電力の供給、交通体系、情報通信網などの整備を図る。また、住民への充実した福祉・行政サービスの提供や住民コミュニティの維持、各種施設の整備による住民生活の質的向上を図る。

さらに、ICT等の先端技術を活用し、地形的要因による諸課題の解消を図る。

また、新たな定住促進事業を展開し、住居と働き場を提供することによって、地域に必要な各種産業の担い手となり得る人材を受入れるとともに、都市部と山村とを結ぶ交流を通じた新しいライフスタイルをアピールし、活力を呼び込んで

いく。

ウ 文化と市民活動とが調和した集いと学習のまちづくり

世界に誇れる近代化産業遺産や、地域の歴史・文化を次世代に継承するための調査、記録、価値の再評価、後継者の育成に努め、郷土の誇りである歴史・文化の高揚を図る。さらに、公民館等の生涯学習施設の整備に努め、学習機会の提供を図り、ますます多様化・高度化する市民の学習意欲に応え、市民の自主的・自発的な集いと学習を促していく。

また、学校教育、社会教育、スポーツ、コミュニティの環境の維持向上に努める。

エ 緑と水とをテーマにした循環と共生のまちづくり

森林は、林産物生産の場であるとともに、国土保全、水源かん養、動植物の生態系保全、生活環境保全、保健・レクリエーションの場の提供など、多面的な機能を有している。これらの機能が十分に発揮されるには、健全な森林が持続しうるシステムづくりが必要であり、自然環境との共生に留意しつつ、林産物の安定的かつ効率的供給体制を構築するため、森林施業等の担い手確保、林道網の整備、適切な森林の整備や保全を図る。

さらに、森林資源の循環利用・地球環境保全という新たな観点から、モデル森林の整備やそれらを活かした学習の場をつくり、貴重な森林資源とそこからもたらされる緑と水の大切さを地域内外や後世代に伝えていく場とする。渓谷についても、森の恵みや自然の営みに接する場として活用を図る。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、達成すべき計画全般に関わる基本目標として、旧別子山村地域の人口に関する目標を次のとおり設定する。

推計人口に対して、毎年度1世帯（2人）の移住・定住による人口増加（社会増減の改善）を目標とする。

旧別子山村地域の人口に関する目標

	H27	基準値 R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
推計人口	人 161	137	133	129	125	120	115	110
延べ 移住者数	人		2	4	6	8	10	12
目標人口	人		135	133	131	128	125	122

※推計人口：新居浜市地域別将来人口の推計（令和2年6月）から算出

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

ア 評価方法

基本目標に関する評価については、地方創生有識者会議にて評価を実施する。
また、個別の事業については、全庁的に実施している行政評価の事務事業評価にて事業効果や、施策の進捗状況の評価する。

イ 評価時期

事業実施年度終了後に毎年実施する。

ウ 公開方法

市ホームページにて公表する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。

ただし、愛媛県過疎地域持続的発展方針を超える期間について、6年目以降の愛媛県方針の策定を踏まえ、必要に応じて変更を加えることとする。

(8) 公共施設等総合管理計画（新居浜市公共施設再編計画）との整合

新居浜市公共施設再編計画の対象施設は、いわゆるハコモノと呼ばれる建物196施設を対象としており、次の5点を基本方針としている。また、本計画に記載された全ての公共施設等の整備は、新居浜市公共施設再編計画に適合している。

ア まちづくりと連携した公共施設の適正配置

公共施設の再編を検討する際には、都市機能や居住機能の集積状況、公共交通サービスの利便性や災害危険性、将来の人口密度や高齢化動向など、地域の特性を総合的に把握する必要があるため、まちづくりと連携した公共施設の適正配置を図る。

イ 施設保有量の適正化

公共施設を現状のまま保有し続けることは困難であるため、次世代に負担を負わせないためにも、本市の身の丈にあった施設保有量を見極め、施設総量を削減する。

ウ 既存施設の長寿命化と有効活用

今後も使い続ける公共施設については、既存の施設を長寿命化させるとともに、有効活用することで、財政負担の軽減を目指す。また、利用状況（稼働率等）の低い施設や継続使用しない建物などについては、多目的化や他用途への利用等を含めた、不動産の有効活用についても検討する。

エ 施設の安全性の確保

施設を利用する市民の安全性確保を大前提とし、日常の点検を行うことにより、

不具合箇所の早期発見、早期対応に努めるとともに、老朽化により損傷が生じている施設については随時対策を実施する。

オ 公共サービスの適正化とサービス水準の向上

現状においても施設の維持管理や事業運営には莫大なコストがかかっており、また同じ施設分類内でも、コストや利用状況(稼働率等)に違いが見られることから、本当に市民が必要としている公共サービスを見極めるとともに、より良いサービスの提供を目指す。従来の施設(建物)重視の考え方から、機能(サービス)重視に考え方を転換し、施設(建物)を減らしても、機能(サービス)は、維持・向上を図る。

別子山地域においても各種の公共施設を有していることから、新居浜市公共施設再編計画の基本方針に基づき、計画的な施設の修繕や改修等の予防保全に努めることで施設の長寿命化を図るとともに、既存施設の有効活用や統廃合を進めることにより、現存する公共施設を良質な資産として次の世代に引き継いでいく。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住の促進

人口減少と高齢化が顕著になっており、コミュニティの維持が困難となっている。このままでは地域の消滅が危惧される状態にある。国土交通省国土政策局が平成24年3月に発行した「小規模・高齢化する集落の将来を考えるヒント集」では、「良好」集落の人口規模は、200人とされている。地域に人が増えるためには、他から移住してもらう必要があるが、地域には、住める家や仕事が少ない。なお、空き家については概ね建築後、長期間経過した物件が多く、束基礎のものが多いため、リフォームやリノベーションが困難な物件が多い。

別子山地域は、過疎化・高齢化の進展により集落活動の停滞や荒廃遊休農地の増加など多くの課題を有している。人口の減少が進むなか、地域の活性化を図り人々の生活を支えていくためには、都市住民等の力を活用し地域の新たな担い手として育成し、将来的には定住に結びつく施策が求められている。

イ 地域間交流の促進、人材育成

豊かな自然に恵まれた景観・生活空間を活かして、活力のかん養や様々な生産活動、芸術活動、居住の場として位置付け、各種の交流促進施設を地域住民との協働により整備するとともに、多様な広報媒体を積極的に活用しながら、一層活発な地域間交流を促進する必要がある。

人口減少や高齢化に伴う担い手不足により、集落を維持していくことが困難になることが懸念される。集落機能を維持していくために地域を支える新しい担い手の育成を進める必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住の促進

移住者を増やすためには、地域内に仕事と住む場所が必要となる。そのためには、地域内に所在する別子木材センターの生産性向上のための設備更新や、森林公園ゆらぎの森の魅力向上に向けた施設の再整備により、新たな仕事を産むか、別子山でも仕事が可能な人に移住してもらう必要がある。また、住む場所を確保するため、市営活性化推進住宅の建設など、移住者受入体制の整備に向けた取組を推進する。

あわせて、別子山の魅力や山村生活のよさを理解してもらい、ひいては定住者の確保・増大につながるよう、移住促進事業を実施するとともに、平成26年度から導入している「地域おこし協力隊」についても、定住に向けた各種支援を継続し、新規隊員の導入についても積極的に取り組む。

イ 地域間交流の促進、人材育成

個人の価値観が多様化し、余暇時間の増加による生活様式の変化等により、本物の自然への魅力が見直されている。

このようなことから、「地域おこし協力隊」と連携しながら、別子山地域で実施するイベントなどあらゆる機会を利用し、地域からの情報を発信するとともに、恵まれた自然景観や産業遺産等地域文化の特色を活かし、貴重な資源として活用し地域間交流を促進することで、交流人口の拡大を図る。

また、ワーケーション等を通じた交流人口の増加や地域おこし協力隊をはじめ外部人材を積極的に活用することで、地域力の向上を図るとともに新たな地域の担い手の確保・育成を推進する。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和8年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住 (2) 地域間交流 (3) 人材育成	別子山移住促進事業 別子山交流促進事業 地域おこし協力隊推進事業	市 市 市	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農 業

別子山地域の農家数は、2020農林業センサス（令和2年2月現在）で経営体は2戸まで減少している。さらに、その生産者は高齢者が多い。

生産力は自家消費程度の規模がほとんどで、農業生産所得で生計を維持できる農家はみられない。市場からも遠く、本格的な市場出荷には大きなハンデを負っている。このようなことから後継者も少なく、耕作者の減少、高齢化により余剰農地はたくさんあるが、地形が急峻なため作業効率が悪い。今後は農地の流動化を促し、比較的生産条件のいい農地を有効に活用していく方策を探ることが重要となってくる。また、市場価値のある特産品（農産物等）が少ないため、域外からのマネーの流入はわずかである。付加価値をつけるための農産加工場などの施設も整備されていない。

平成26年度から地域連合自治会が事業主体となり、地域の冷涼な気候をいかした新しい特産物の開発を目標として、サトウカエデと朝鮮人参の試験育成に取り組んでいる。サトウカエデは苗1,800本の植樹を行い、早ければ10年後からメープルシロップや甘味料の原材料としての樹液採取を目指している。朝鮮人参については、薬膳料理等の食材としての活用を目指し栽培しており、地域の新しい特産物としての期待が高まっているが、採算性とそれに関わる人材不足が問題となっている。一方でニホンジカ、イノシシ、ニホンザルによる農作物への被害は、当地域においても例外ではなく、獣害防止柵設置等の適切な措置が必要とされる。

イ 林 業

別子山地域の森林面積は7,079haと、同地区の総面積の97%を占めており、公有林・民有林とも昭和30年ごろに植栽された林分が大半である。最近では、林業従事者の減少・高齢化や後継者不足等が益々深刻となっているほか、外材に対抗し得る生産・流通体制の整備の立ち後れ等多くの問題を抱えており、林業生産活動が停滞傾向にある。林道についても令和元年度末の総延長は約20,857mとなっており、林地1ha当たりの林道の延長が2.9mに過ぎず基盤整備が遅れている。

ウ 水産業

別子山地域内の銅山川流域においては、銅山川漁業協同組合が主体となって、アユ・アメゴ・ウナギの放流事業を実施しており、資源の保護及び増殖に努めている。以前は、地域内での放流や販売を目的としたアメゴ・ニジマス等の養殖が行われていたが、経営者の高齢化や後継者がいないため、すべて廃業している。このため、放流事業については市外から稚魚を購入し対応している。

エ 観光レクリエーション

広域観光の推進、余暇時間の増大、交通アクセスの改善により、観光入込み客数は増加しており、森林公園ゆらぎの森など観光客を満足させる施設、宿泊施設なども整備されている。課題としては、老朽化により平成24年度に廃止、解体した、別子観光センター跡地を含めた地域内の施設整備を図り、域内の周遊を更に促進する必要がある。また、森林公園ゆらぎの森の老朽化した施設・設備の改修に加え、別子山地域の豊かな森林環境や特産品を活用した誘客促進を図るため、森林公園ゆらぎの森の新たな魅力創出につながる施設整備が求められている。これら観光施設等のハード面の整備に加え、ホスピタリティの向上などソフト面もさらに充実し、交流人口を増大させていく必要がある。

また、広域的には、四国中央市とともに広域観光ルート「別子・翠波はな街道」のPRに努め、観光客増加の一翼を担っている。「別子・翠波はな街道」は、愛媛マルゴト自転車道のサイクリングロードの一部にもなっており、ここを走るサイクリストも増加傾向にある。

赤石山系と高山植物、銅山川、旧別子銅山地区一帯の産業・文化遺産等、別子山地域の優れた観光資源の活用方法については、地権者等との検討が引き続き必要である。

オ その他

別子山地域においては、国の十箇年計画に基づき、平成9年度に地籍調査事業に着手し、令和2年度末の進捗率は約30%である。

その成果は、別子山地域と新居浜市街を結ぶ幹線道路の整備や地域資源の保全等に活用されているものの、進捗率が低いため、地域全体での活用が困難な状況である。

(2) その対策

ア 農業

農道、かんがい排水等の施設の維持管理を継続的に進める。平成26年度から別子山地域に導入している「地域おこし協力隊」と地域が協力し合いながら、産直市や各種イベントにおいて、季節の農産物の即売などを行い生産意欲の向上とPRに努める。遊休農地を有効に活用することによって、従来からの農作物に加え、新たな地域特産物の創出と安定供給を実現し、地域内観光施設等への新鮮な食材の提供を行う。

また、地域連合自治会が主体となって取組を進めているサトウカエデ育成、朝鮮人参栽培を継続するとともに、別子山地域の豊かな自然を活かした地場産品等による別子山ブランドの創出を推進する。

そのため、ブランド製品の加工施設等の整備について取組を進めるとともに、ネット販売等の新たな販売ルートを模索する。また、市街地から離れていることにより出荷にかかる経費が他の地域と比較して過大となる点についても、事例調査等に

基づく対策を行い、所得向上を目指す。

また、有害鳥獣による農作物被害防止・軽減を図るための電気柵等の設置や、有害鳥獣の捕獲に対する助成事業等を推進し、安心して農業に取り組める環境を整備する。さらに、捕獲した有害鳥獣をジビエ料理の食材として利用するなど有効活用を検討する。

イ 林業

別子山地域にある民有林を含めた約7,100haの森林を有効活用するため、自然環境の保全等に取り組むとともに、徐間伐等を計画的に行うため、森林経営計画等の策定に取り組む。

長伐期施業や複層林施業を推進するとともに、平成28年度に策定した別子山地区森林整備計画に基づき、人工林資源を活用するための作業路網の集中的な整備、間伐を中心とする計画的かつ効率的な森林整備を推進する。

また、シイタケ原木の計画的な供給を推進するためのクヌギ等の育成を中心とする森林施業や景観の維持向上を図り、森林とのふれあいの場を提供するための択伐、天然更新補助作業による天然林の維持、歩道の整備を推進する。

既存施設の森林公園ゆらぎの森を有効活用することにより、森林の持つ公益的機能についての啓発等を行うとともに、直接触れ、親しみ、体験できる場所を提供し、更にそこを拠点として農業、林業及び観光を一体化させ、都市住民との交流を図る。

別子山地域の地域材を活用し、別子木材センターにおけるスギ・ヒノキの製材品、集成材の加工流通量等の拡大を促進するため、木材加工流通施設等の整備に対し支援を行い、別子山地域における森林資源の地産地消及び雇用の拡大を図る。

林道は、林業経営及び森林管理における基幹的施設であり、森林の多面的機能を発揮するための森林施業に欠くことのできない施設であるとともに、地域住民の生活環境向上にも寄与するものであることから、林道の開設・改良等を計画的に推進する。

ウ 水産業

銅山川漁業協同組合が行っている種苗放流をはじめとする水産資源の保護活動に対する支援を継続する。

また、途絶えている養殖業については、特産品・地域資源として活用を図るため、事業主体となる別子山企業組合と協力して生産・流通・販売体制の構築を行うとともに、施設整備に対する支援を行い、ブランド化や6次産業化を推進する。

エ 観光レクリエーション

恵まれた自然環境と、地域の資源を活かした「周遊型観光」と「体験型観光」を推進することとし、そのため、森林公園ゆらぎの森をはじめとする観光拠点施設や観光交流施設の整備に加え、旧別子観光センター跡地（別子銅山筏津坑）を有効活用できる施設整備を行う。また、交流人口を増やすことにより、地域の活力増進を図るため、森林公園ゆらぎの森等で開催される地域イベントの周知に努めるととも

に広域観光ルートである「別子・翠波はな街道」のPRを引き続き行いながら、近隣地域と連携した観光イベント等を実施する。

オ その他

防災・減災対策に資するインフラ整備の円滑化や地域資源の保全を図るため、国の十箇年計画に基づき地籍調査を継続する。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和8年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 林業	保土野線開設 W=4.0m、L=600m 豊後線開設 W=3.0m、L=100m 床鍋線開設 W=3.6m、L=300m 肉刈谷線開設 W=4.0m、L=300m 林道施設 長寿命化事業 橋梁補修 N=4橋	市 市 市 市 市	
	水産業	別子山資源活用事業 (アメゴ等養殖施設)	別子山 企業組合	
	(4) 地場産業の振興 加工施設	別子木材センター活性化事業 別子山資源活用事業 (ジビエ加工施設)	(有)別子 木材センター 別子山 企業組合	

	<p>(9) 観光又はレクリエーション</p>	<p>ゆらぎの森施設整備事業</p> <p>旧別子観光センター跡地整備事業</p> <p>別子山観光交流施設整備事業</p>	<p>市</p> <p>市</p> <p>市</p>	
	<p>(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業</p>	<p>別子山遊休農地活用事業</p> <p>「具体的な内容」 地域内の遊休農地の除草、耕作を行い、農作物の生産等有効活用を図る。</p> <p>「事業の必要性」 別子山地域の農業振興と活性化</p> <p>「見込まれる事業効果等」 別子山ブランド及び雇用の創出</p> <p>別子山ブランド創出事業</p> <p>「具体的な内容」 別子山地域の冷涼な気候を生かした新たな農産品等特産品の開発と定着を図る。</p> <p>「事業の必要性」 地域産業の活性化</p> <p>「見込まれる事業効果等」 別子山ブランド及び雇用の創出</p>	<p>市</p> <p>地域連 合自治 会</p>	

	観光	<p>ゆらぎの森管理運営事業</p> <p>「具体的な内容」 誘客施設である森林公園ゆらぎの森の管理運営を行う。</p> <p>「事業の必要性」 地域の活性化</p> <p>「見込まれる事業効果等」 交流人口の増加、雇用の創出</p>	市	
	その他	<p>公衆便所維持管理事業</p> <p>「具体的な内容」 地域内にある公衆便所を適正に維持管理する。</p> <p>「事業の必要性」 観光客等の受け入れ態勢整備</p> <p>「見込まれる事業効果等」 交流人口の増加</p>	市	
	(11) その他	地籍調査	市	

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 通信

携帯電話等については、平成11年度に移動通信用鉄塔施設整備事業、平成17年度に主要地方道新居浜別子山線に携帯電話基地局を建設、平成19年度には、携帯電話の不感地区への対応を実施した結果、地域全域での携帯電話通信が可能となった。

また、急峻な山々に囲まれた同地域は、地理的諸条件によりテレビ難視聴地域であったが、国が行う電波障害対策工事と併せて地デジ対応工事を平成21年度に実施し、地域内でのデジタル化が完了した。

イ 情報化

高度情報通信社会のメリットをすべての住民が享受できるよう、保健、医療、福祉、環境、観光、産業、文化、防災、交通等各方面にわたり、必要に応じて効率的かつ計画的に情報化を図る必要がある。

平成17年度には、敷設している光ケーブルを利用して、行政機関内での高速ネットワークが構築され、別子山支所において戸籍、税務業務等をはじめとする基本的な住民サービスが迅速に提供できるようになった。

また、平成22年度、23年度には、ブロードバンド・ゼロ地域であった別子山地域において、情報通信格差を是正するため、市が国の補助金を受け別子山地域に光ケーブルを敷設した。その後、株式会社ハートネットワークへネットワーク網を貸し出し、当該地域でのブロードバンドサービスを行うとともに、一部地上ネットワーク網の整備が困難な地域には、衛星ブロードバンドによる整備を併用することで、地域情報格差の是正が図られた。光ケーブル等幹線の整備ができているため、事業者へ申し込むことでサービスの利用も可能となっている。

別子山地域には、固定系のアナログ式防災行政無線が整備されていたが、整備から20年以上経過し老朽化が進んでいたことから、平成22年度に、デジタル式防災無線の整備を行い、別子山地域全戸の戸別受信機を更新した。

(2) その対策

ア 通信

緊急時の通信を確保するために、移動通信用施設の計画的な維持管理を継続する。

イ 情報化

業務の効率化と行政サービスの向上のため、情報通信機能の適正な維持管理を実施する。また、高速インターネットを活用した情報発信や特産物の販路拡大に加えリモートワークやワーケーション等導入するための、地域内の情報化を促進する。

災害発生時の孤立化を未然に防止すると同時に、災害情報の瞬時伝達のため、デジタル防災行政無線システム（屋外拡声子局、中継局、別子山地域の各戸及び公共施設等の戸別受信機）の計画的な維持管理を継続する。

（3）事業計画（令和3年度～令和8年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 ブロードバンド施設	別子山地区地域情報化推進事業	市	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 交通施設

主要地方道新居浜別子山線については、新居浜市街地と別子山地域を最短で結ぶ主要幹線道路であり、合併後の両地域の一体化には欠かすことのできない道路となっている。また、この道路沿いには、旧別子銅山跡や赤石山系など、多くの観光資源が存在することから、大型バスが運行できるように早期整備が望まれる。

主要地方道新居浜別子山線の別子山地域の舗装率は、令和2年4月1日現在で100%であり改良率は85.2%となっている。また、冬季には積雪が20～30cmと四国地方としては多く、それに加えて日照時間の短い陰地側に道路が集中しており、除雪作業、タイヤチェーンの装着による路面の傷みも早い状態である。農道については、観光・交流施策と一体化して整備していくことが重要である。

地域住民にとって主要な道路網である市道・林道については、維持管理が非常に難しくなっており、維持管理方法を検討する必要がある。

イ 交通手段

新居浜市との合併に伴い、別子山地域の住民の利便性の確保、また別子山地域と新居浜市街地との一体性を確保するため、別子山地域バスを、平成18年4月から1日2往復、平成26年4月からは1日3往復に増便して運行しているが、地域からは運行コース・時間などに関する要望もあり、費用対効果も考えつつ検討が必要である。

(2) その対策

ア 交通施設

別子山地域と中心市街地を結ぶ主要幹線道路を整備し、都市部の保健・医療機関及び福祉施設等への利便性を図るとともに、都市部と山間住民の交流による市域の一体化を促進する。このため、主要地方道新居浜別子山線の早期整備を促進する。

住民生活に密着した生活道路については、利便性の確保と防災対策のため、市道の拡幅、舗装等を計画的に継続、推進する。市道・林道の維持管理については、地元の要望も踏まえ、更なる適正管理を図るための手法について、検討、実施を行う。

イ 交通手段

別子山地域住民の利便性確保及び別子山地域と市街地との一体性を図るため、別子山地域と市街地を結ぶ地域バスの運行を継続して行う。また、地域バスで、カバーしきれない部分については、地域で組織する法人等が自家用有償運送事業等で対応するための助言等を行い、事業実施に向け検討する。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和8年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備 交通手段の確保	<p>(1) 市町村道 道路 (大野線・大湯線・太田尾2号線)</p> <p>(6) 自動車等 自動車</p> <p>(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通</p> <p>交通施設維持</p>	<p>市道改良事業 W=4.0m～6.0m L=244m</p> <p>バス車両購入事業</p> <p>別子山地域バス運行費 「具体的な内容」 別子山地域と市街地を結ぶ地域バスの運行 「事業の必要性」 移動手段の確保 「見込まれる事業効果等」 交通空白地域の解消及び交通手段の確保 地域間交流の拡大</p> <p>市道等管理事業 「具体的な内容」 市道の維持管理 「事業の必要性」 交通環境の維持 「見込まれる事業効果等」 交通環境の適正化</p>	<p>市</p> <p>市</p> <p>市</p> <p>市</p>	

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道

新居浜市別子山簡易給水施設条例に基づく別子山地域内5給水施設から給水区域住民に対して安全な飲料水を安定して供給している。

将来にわたり、安全・安心・安定的な飲料水を供給できるよう、簡易給水施設の適切な管理・運用を行っていくことが必要である。

イ 下水道等

排水処理については、地域の約半数は合併処理浄化槽によるものになっているが、残りは谷川に直接排水されており、河川汚染環境悪化の要因となっている。

ウ 廃棄物

合併により分別収集が徹底強化され、別子山地域では、燃やすごみ（週2回）、資源ごみ（びん、缶、ペットボトル、古紙類）（月2回）、プラスチック製容器包装ごみ（週1回）、不燃ごみ（月1回）、布類（月1回）、有害ごみ（年4回程度）のステーション収集を行っている。また、大型ごみについては、申込みによる戸別収集を行っている。

最近では観光客等の増加により廃棄物の不法投棄が増加し、その対応に苦慮している。

エ し尿

新居浜市との合併後は、新居浜市の委託業者によるし尿収集を行っている。

オ 消防救急

急峻な山地に囲まれた地形であるため、森林火災や土砂災害が発生すると大災害になる恐れがある。消防・救急及び救助業務については、平成15年4月1日から宇摩地区広域市町村圏組合（市町村合併後は四国中央市）に消防事務の委託を行っており、このうち、消防、救助業務については両市で連携を図りながら対応している。また、これらの活動は広範囲に渡るため、関係機関との情報共有に必要な通信施設として、消防無線中継局等の整備、維持管理を行っている。

このほか、消防活動に重要な消防水利については、別子山地域内の3箇所にて耐震性貯水槽を整備し、地区内に設けている消火栓ボックスと併用することにより有効水利を確保し、消防体制の充実を図っている。

別子山地域の防災の要である消防団員については、ここ近年は、定員33名を下回っており、高齢化が進んでいることから、有事の際の出動体制を長期的に維持するには不安がある。

また、地域の防災拠点とする消防団詰所については、平成26年3月に瀬場・肉

湧・成の詰所等を統合し、新たに自主防災組織等が連携して活動できる別子山地域の防災拠点施設として、保土野地区の別子小学校敷地内に別子山分団詰所を新築整備し、消防団活動の活性化を図り、地域防災力の向上に努めている。今後においては、県道拡張にかかる第地詰所のあり方について、どのように整備するのか協議を進める必要がある。

カ 住 宅

既存の公営住宅や活性化推進住宅については、別子山地域への定住促進のための受け皿としての役割を果たしているが、建設年度が古いため、定期的な補修が必要である。平成21年度には別子山地域の活性化を目的として、各産業の就労者又は地区への定住希望者に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸するため、活性化推進住宅を4棟4戸新築した。持続可能なコミュニティが形成できる人口に見合った住宅の確保が、今後も必要である。

キ その他関連施設

別子山地域内のガソリンスタンドは1軒のみで、他のガソリンスタンドがある新居浜市街地までは車で約1時間離れている。ガソリンや灯油は住民生活に不可欠な物資であるが、地域内の人口減少に加え、令和4年には、当該ガソリンスタンドの地下タンク改修の期限を迎える。

(2) その対策

ア 水 道

飲料水供給施設については、別子山地域内5簡易給水施設の適切な管理・運用を行い、安心安全で安定的な飲料水の供給を目指す。

イ 下水道等

生活排水処理対策については、平成25年策定の「全県域下水道化基本構想」に基づき、合併処理浄化槽による整備を図る。

ウ 廃棄物

資源の再利用等の見地から分別収集を徹底する。廃棄物の不法投棄については、看板、広報紙、各種集会を利用し、住民、観光客等のモラル向上を図り、廃棄物の不法投棄を防止する。

エ し 尿

水源地域でもあることから、衛生的な環境づくりを図るため、合併処理浄化槽の普及促進を行い、し尿処理体制の充実を図ることとする。

オ 消防救急

消防・救急体制等について、地域の防災の要である消防団活動については、消防団が地域の防火防災のリーダーとして自主防災組織等の教育訓練に指導的な役割を担えるよう、継続的に教養を行い、住民と連携強化を図りながら地域防災力の強化に取り組んでいく。

また、大規模災害及び山岳遭難事故等の各種災害発生時の対応力を一層高めるため、県消防防災ヘリコプター等を活用した関係機関との連携強化による、近隣関係機関との広域かつ効率的な消防防災体制の充実強化を図る。

カ 住宅

市内外からの定住促進のため、既設の公営住宅や活性化推進住宅の適正管理と有効活用を図る。

また、新たな移住の受け皿として、住宅が不足するときは、活性化推進住宅を新たに整備する。

キ その他関連施設

ガソリンスタンドは、自動車用の燃料だけでなく冬期暖房用の燃料供給拠点でもある。給油所の撤退は、特に高齢者等への影響が大きく、地域の活力を維持していくためにも、民間事業者の地下タンク改修を支援し、ガソリンや灯油の安定供給の確保に取り組む。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和8年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 その他	別子山簡易給水施設整備事業	市	
	(5) 消防施設	消防自動車整備事業	市	
	(6) 公営住宅	別子山活性化住宅整備事業	市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業生活	別子山簡易給水施設管理費 「具体的な内容」 水道施設の維持管理 「事業の必要性」 水道の安定供給 「見込まれる事業効果等」 生活環境の維持	市	
	(8) その他	給油所確保事業	有限会社三宅石油店	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境

別子保育園では、平成31年度以降、入所児童数が1人～2人で推移しており、令和5年度には入所児童が0人となる予定であるが、その後別子山地域における保育需要の見通しは不透明である。

イ 高齢者等

平成17年国勢調査の高齢者比率は43.9%であったが、平成27年の国勢調査の高齢者比率は54.0%に上昇しており、過疎化による高齢化が確実に進行している。

そのため、独居高齢者緊急通報システムを整備し、独居高齢者の生活の安全と孤独感解消を図っている。また、高齢者が生きがいを持って生活していくため、要介護認定で自立と判定された方、及び要介護状態が軽く、生活機能の改善が見込まれる65歳以上の高齢者を対象に、総合福祉センター別子山分館にて通所による生活指導、健康状態の確認、食事、入浴、趣味活動などを行う生き生きデイサービス事業を実施している。

(2) その対策

ア 子育て環境

別子山地域は、過疎化により若年労働者が減少しているため児童数も減少している。将来、新たに保育需要が生じた時のために、保育園を存続することにより、子育て支援の充実及び児童の健全育成を図る。

イ 高齢者等

高齢者については、地域を支える貴重な人的資源として、積極的な社会参加を促進し、寝たきりを予防するために健康づくり施策を行うとともに、高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる体制づくりを進める。

特に、独居高齢者を地域において支え合う体制づくりを進める。そのため、引き続き独居高齢者緊急通報システムを整備し、高齢者見守り推進事業を継続・強化する。また、自立生活の助長、要介護状態になることを予防するために、引き続き、生き生きデイサービス事業等を実施する。

さらに、社会福祉協議会との連携・協働により各種サービスやボランティア活動を通し、地域福祉の向上を目指す。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和8年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9) その他	緊急通報システム整備事業 生き生きデイサービス事業	市 市	

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

平成15年4月の新居浜市との合併に伴い、別子山地域の医療・保健サービスの拠点として、新居浜市総合福祉センター別子山分館内に別子山診療所を開設した。診療所では、週1回の診療所業務（外科：第3、第5木曜日、内科：第1、第2、第4木曜日）を行っており、毎回多くの受診者を受け入れている。疾病の早期発見・早期受診体制の確立、慢性疾患の継続診察のためには、今後も別子山診療所の維持充実が必要である。

(2) その対策

別子山地域において、診療所の継続により、定期診療システムの確立を行い、医療体制の整備・充実を図る。

また、市街地との連携を進め、健康増進から疾病の予防、治療、リハビリテーションに至る医療機関の協力体制を充実する。

地域保健活動の充実のために、保健師や栄養士による健康相談、健康教育事業を実施し、健康意識の向上を図る。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和8年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	<p>別子山診療所運営補助</p> <p>「具体的な内容」 地域医療・保健活動の拠点として、一般社団法人新居浜市医師会が開設する別子山診療所の運営を補助する。</p> <p>「事業の必要性」 別子山診療所を継続するには、診療のための負担を削減させる必要がある。</p> <p>「見込まれる事業効果等」 医療体制の充実及び、健康増進が図られる。</p>	新居浜市医師会	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

学校教育については、別子山地域には、同一敷地・同一校舎内に小学校及び中学校1校が併設されており、令和3年5月1日現在の児童数は4人、生徒数は16人、うち地域外からの通学生徒数が16人と地元の児童生徒は非常に少ない。

別子中学校については、平成28年度から地域外の生徒を受け入れ、グローバル・ジュニア・ハイスクールとして、少人数学習による英語や理数教科の学力充実とICT等の積極的な活用、多様なESD活動の推進など、地域の活性化と結びつけた新しいスタイルの学校運営を開始し、平成29年度には地域外からの通学負担を軽減するため寄宿舎を整備した。

イ 社会教育

社会教育については、公民館を中心とした豊かなふるさとづくり推進のための活動について積極的な活用が求められている。

そのための環境整備として、令和2年度に別子山公民館の大規模改修工事を実施した。

(2) その対策

ア 学校教育

別子中学校については、地域外からの生徒受入は平成28年度当初は1学年5人としていたが、毎年入学希望者が多いことから、令和3年度入学者から1学年6人に増員し、特色ある教育課程の編成や地域に根ざした教育を推進し、活気あふれる地域に愛される学校づくりを推進する。

また、別子小学校及び中学校は、地域の教育・文化・スポーツ活動の交流拠点として、積極的な活用を図っていく。

別子小・中学校教職員住宅のうち、積善寮については、利用環境の向上のために定期的な補修を行い、適正な維持管理を図る。保土野寮については、昭和40年建築で老朽化が進んでいること及び近年入居需要がないことから廃止を検討する。

イ 社会教育

公民館においては、地域の特性に応じた各種講座、行事等を実施し、高齢者の生きがい対策としての学習機会の拡充を図り、地域づくりの拠点としての役割を發揮する。

また、安心して学習に参加でき、利用者のすべてにとって使いやすい施設となるよう公民館等の社会教育施設の整備に努める。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和8年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(3) 集会施設、体育施設等 体育施設 (5) その他	成運動公園トイレ整備事業 別子中学校学び創生事業	市 市	

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

別子山地域は、郵便局、駐在所等がある弟地地区、別子山支所、小・中学校、公民館、保育園、ふるさと館等がある保土野地区のほか銅山川に沿って小集落が点在している。各集落ともに高齢者が多く、自治会活動等は数少ない青壮年層の負担となっている。また、災害発生時は地理的な条件も重なり、地域内の人材だけで対応することが難しい。

別子山支所は、本庁からの距離的な問題を考慮し、住民への公共サービスの低下を招かないよう、今後も存続させる必要があるが、庁舎の老朽化が著しいことから、令和2年12月に別子山公民館内に移転した。

(2) その対策

弱体化する集落のコミュニティ及び機能維持のため、生活道路の整備により各集落との連絡連携を充実させる。今後特に集落のコミュニティ及び機能維持が困難な地域に対しては、住民の意向に配慮しながら、必要に応じ集落の再編成や生活サービス等の集約による「小さな拠点」づくりを通じて居住環境の向上を図る。

また、地域における災害時の要援護者の安否確認のために、要援護者避難支援プランの作成など、自主防災組織の活性化による自主防災体制の充実を図る。

別子山支所については、行政サービスの低下を招くことがないよう今後も存続させていく。また、他の機能や生活サービスとの集約も勘案した「小さな拠点」づくりを推進する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

別子銅山と四国山地の豊かな自然を背景に育まれてきた別子山地域の貴重な文化資源は、市民の活動により、文化の振興、文化財、自然環境の保護を図り、これらを活かした一体的なまちづくりが進められている。

銅山峰一帯に自生している高山植物ツガザクラが、「分布南限に当たる良好な自生地であり、植物地理学的、生態学的、遺伝学的に価値が高い」として、平成31年2月26日に「銅山峰のツガザクラ群落」が、国の天然記念物に指定されたが、個体数の減少、盗掘等の問題が懸念されている。

また、郷土芸能については、「牛若踊り」「しょうがえな踊り」「別子太鼓」等の地域に伝わる伝統文化があるが、少子高齢化に加え市街地への人口流出に歯止めがかからず、伝統文化の担い手、後継者の絶対数が不足しており、地域文化の保存継承が危ぶまれている。

(2) その対策

「銅山峰のツガザクラ群落」については、銅山峰ツガザクラ群落調査委員会による生体調査、ツガザクラ自然保護協議会による定期巡回、保護柵等の設置による立入制限等の保護啓発活動を行っている。

郷土芸能については、市内の郷土芸能を取りまとめている新居浜市郷土芸能保存連絡協議会と連携し、保存継承活動、郷土芸能発表会の場など、市内全域での活動へと広げ、担い手の育成に向けた情報発信を行う。

また、資料収集展示施設「別子山ふるさと館」を活用し、魅力ある別子山地区の歴史や文化等を多くの人に情報発信し、学んでもらえるよう、施設の整備・維持管理を図る。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

旧別子山村では、昭和28年に村営小水力発電所（別子山発電所：出力71kW）を建設。その後、昭和32年に水資源と林野未利用資源等を開発する総合開発計画を策定し、別子山森林組合を設立するとともに、小水力発電所（小美野発電所：出力1000kW）を建設し、村内一円に安定した電力を供給してきた。平成15年4月、新居浜市との合併時に、これらの発電施設は別子山森林組合から住友共同電力株式会社に引き継がれ、これまで老朽化した施設のリニューアル工事を経て、運用されている。

国のエネルギー基本計画においても、「脱炭素化」に向けて再生可能エネルギーの「主力電源化」への取組を進めることとされている。水力発電は、太陽光や風力よりも安定した発電ができる再生可能エネルギーとして期待されており、別子山地域の小水力発電を将来にわたり継続していくことにより、再生可能エネルギーの利用促進につなげていく必要がある。

(2) その対策

別子山地域における水力発電事業の実施主体である住友共同電力株式会社と連携し、地域固有の資源である「水」を活用した再生可能エネルギーの利用推進を図るため、水資源の確保及び小水力発電事業の継続を図る。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

別子山地域の森林は、水源のかん養や土砂の流出・崩壊防備機能等の公益的機能が高く、木材生産を始めとする林業経営にとっても非常に重要な地域となっている。

しかしながら、林業従事者の減少、高齢化、後継者不足また、木材価格の低迷などにより、除間伐等が十分でない森林や手入れされないまま放置された森林が増えており、適切な森林の施業実施が望まれている。

そのため、当地域の豊かな自然環境を貴重な地域資源として捉え、森林の保全と活用に向けてシステム整備を図りながら、地球温暖化防止など森林の有する多様な機能を維持増進し、より良好な状態で次世代に引き継いで行くことが求められている。

また、自然環境を適切に活用することにより、緑や自然とのふれあいの場を創出し、市民が潤いと安らぎを感じられる場や機会の充実を図り、地域間交流につなげていくことが求められている。

また、別子山ブランドの創出や生活サービスを維持していくための各種事業の実施主体となる、地域住民参加型の新たな組織を設立することが求められており、平成29年1月に別子山企業組合が設立された。

買い物弱者については、すでに地域の中にみられる状況となっており、地域内に唯一の商店が配達を行っているが、商店主も高齢である。

地域で唯一の金融機関である郵便局については、建物が建築から100年近く経過し、老朽化している。

(2) その対策

別子山地域の自然環境、特に、森林環境を保全し、豊かな森林資源を活用するため、令和元年度から実施している別子山地区森林整備事業を継続し、地域内木材加工流通施設で間伐材の有効活用を図るほか、体験型環境学習、自然探索等の場として活用し、地域間交流事業を推進する。

また、平成24年度から森の魅力の再認識と交流人口の増大による地域の活性化を目指して、新居浜の観光資源である太鼓台のかき棒用木材の育成事業（別子山地区市有林管理事業）については、今後も事業継続する。

さらに、各種事業の受け皿となり、働く場の創造や高齢者の生きがいくくりにもつながる、地域住民による住民参加の組織である企業組合等の活動に対する支援を行う。

買い物弱者対策についても、企業組合の活動のひとつとして地域住民が他の地域住民に買い物代行をお願いするとき時の仕組みづくりを検討する。

地域で唯一の金融機関である郵便局については、存続できるよう支援を検討する。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和8年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		森林環境保全整備事業 別子山地区市有林管理事業	市 市	

14 過疎地域持続的発展特別事業分

事業計画（令和3年度～令和8年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業 観光 その他	別子山遊休農地活用事業	市	施策効果が将来に及ぶ
		別子山ブランド創出事業	地域連 合自治 会	
		ゆらぎの森管理運営事業	市	
		公衆便所維持管理事業	市	
4 交通施設の整備 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設維持	別子山地域バス運行費	市	施策効果が将来に及ぶ
		市道等管理事業	市	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	別子山簡易給水施設管理費	市	施策効果が将来に及ぶ
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	別子山診療所運営補助	新居浜 市医師 会	施策効果が将来に及ぶ